

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 南陽市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等または各交通モードの運行協議会等における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（南陽市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（南陽市、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（南陽市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（南陽市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、南陽市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（南陽市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（南陽市）
 - ・沿線の学校にモビリティマネジメントを行う（南陽市、事業者）。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の南陽市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 南陽市目標値（目標年度：R7）

県外 2,000 人、県内 2,500 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の南陽市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 南陽市の目標値（目標年度：R7）

1.0 回／人（直近年度の実績 19,037 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の南陽市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・ 南陽市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

コミュニティバス：1,900 万円（直近年度の実績 1,972 万 3 千円）

タクシー：200 万円（直近年度の実績 175 万 4 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

「おきタク」の年間利用者数：3,000 人以上（直近年度の実績 2,559 人）

「おきタク」への南陽市負担額：200 万円（直近年度の実績 175 万 4 千円）

「おきタク」の収支率：40.0%（直近年度の実績 40.1%）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、特に高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、南陽市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗用タクシーを活用した沖郷地区地域公共交通「おきタク」について、その運行に係る費用総額 300 万円のうち、南陽市から地域住民で組織する運行協議会への補助金額については、運行収入及び地区負担金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「おきタク」への上記南陽市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する南陽市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和3年度> 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜） ・ 令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更

- 南陽市地域公共交通会議
 - <令和3年度>
 - ・令和3年9月17日（第1回）：バス停留所の位置の変更について協議
 - ・令和4年3月15日（第2回）：フリー乗降区間の設定について協議
- その他公共交通関連会合・住民説明会等
 - ※沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関することのみ記載
 - <令和2年度>
 - 沖郷地区地域公共交通運行協議会
 - ・令和2年4月30日（令和2年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
 - ・令和3年2月6日：沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
 - ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供
 - <令和3年度>
 - 沖郷地区地域公共交通運行協議会
 - ・令和3年4月30日（令和3年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
 - ・令和3年10月11日（令和3年度第2回役員会）：運行ルールの見直しについて協議
 - ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供
 - <令和4年度>
 - 沖郷地区地域公共交通運行協議会
 - ・令和4年4月18日（令和4年度第1回役員会）：事業計画・収支予算等について協議
- 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
 - ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により南陽市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、各交通モードの運行主体において利用者や事業者に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、地域の実態に即したサービスの改善や負担割合の調整に活かしている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

沖郷市民バス（冬期間のみ運行）昭和61年～平成9年

（2）交通手段の検討状況

○沖郷地区地域公共交通「おきタク」に関すること

<平成 29 年度>

沖郷地区地域公共交通検討会

- ・平成 29 年 7 月 25 日 沖郷地区地域公共交通検討会設立総会
- ・平成 29 年 8 月 21 日 先進地視察研修 山形市明治大郷地区スマイルグリーン号の取組
- ・平成 30 年 1 月 12 日 勉強会 講師：福島大学 吉田洵教授

<平成 30 年度>

- ・平成 30 年 4 月 1 日 沖郷地区 日常の外出に関するアンケートを実施
- ・平成 30 年 11 月 1 日～12 月 14 日 実証実験運行

<平成 31 年度・令和元年度>

- ・令和 1 年 7 月 2 日 沖郷地区地域公共交通運行協議会設立総会
- ・令和 1 年 10 月 1 日 「おきタク」本格運行開始

<令和 2 年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和 2 年 4 月 30 日 令和 2 年度第 1 回役員会)
 - ・令和 3 年 2 月 6 日 沖郷地区地区長期末総会において、運行状況について報告
- ※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和 3 年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和 3 年 4 月 30 日 令和 3 年度第 1 回役員会
- ・令和 3 年 10 月 11 日 令和 3 年度第 2 回役員会

※通年：運行実績を月次集計し、四半期ごとに協議会役員及び事業者へ情報提供

<令和 4 年度>

沖郷地区地域公共交通運行協議会

- ・令和 4 年 4 月 18 日 令和 4 年度第 1 回役員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県南陽市三間通 4 3 6 番地の 1

(所 属) 南陽市みらい戦略課

(氏 名) 前司 宏明

(電 話) 0 2 3 8 - 4 0 - 0 2 4 8 (直通)

(e-mail) mirai1@city.nanyo.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、社自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線 系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本 線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、社自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線 系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本 線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南陽市	有限会社やまばと観光ハイヤー、 株式会社赤湯観光タクシー、有限 会社宮内南陽タクシー、社自動車 株式会社	(1) おきタク		沖郷地区		往 km 復 km	241日	2,410回			乗用タクシー	①、②(1)	小滝停留所で補助対象地域間幹線 系統山形長井線と接続 赤湯駅でJR山形新幹線、JR奥羽本 線、山形鉄道フラワー長井線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

おきタクのりば 一覧 ※一部改訂 (令和4年1月運行分より適用)

医療機関			公共機関		
1 赤湯駅前クリニック	10 川合耳鼻咽喉科	19 須藤皮膚科医院	1 赤湯駅 東口		
2 安日クリニック	11 後藤医院	20 すまいる歯科	2 赤湯駅 西口		
3 板垣医院	12 齋藤医院	21 トータルヘルスクリニック	3 宮内駅		
4 板垣歯科クリニック	13 齋藤内科クリニック	22 南陽接骨院	4 えくぼプラザ(市立図書館)		
5 伊藤歯科医院	14 桜井歯科医院	23 南陽病院	5 沖郷公民館(防災センター)		
6 いとう歯科クリニック	15 さくら歯科クリニック	24 西山医院	6 健康長寿センター		
7 大塚医院	16 さとうクリニック	25 渡辺整形外科医院	7 南陽警察署		
8 大西眼科	17 佐藤病院	26 南陽矢吹クリニック	8 南陽市役所		
9 加藤整形外科クリニック	18 鈴木内科医院				

金融機関			商業施設(スーパー等)		
1 赤湯駅前簡易郵便局	8 東北労働金庫	1 うめや南陽店(宮内)	7 マックスバリュ		
2 沖郷郵便局	9 山形銀行 南陽支店	2 うめや南陽東店(赤湯)	8 山形清分		
3 南陽郵便局	10 山形第一信用組合 赤湯支店	3 業務スーパー	9 ヤマザク南陽店		
4 きらやか銀行 赤湯支店	11 山形第一信用組合 赤湯西支店	4 ダイユーエイト	10 ヤマザク宮内店		
5 JA南陽支店(宮内)	12 山形第一信用組合 宮内支店	5 竹田スーパー	11 ヨークベニマル		
6 JA赤湯出張所	13 米沢信用金庫	6 ツルハドラッグ南陽店(宮内)	12 JA愛菜館		
7 JA沖郷出張所					

凡例

バス停留所	●
バス路線	—
鉄道駅	●
鉄道	—
スーパー・食料品店	■
病院・診療所	■

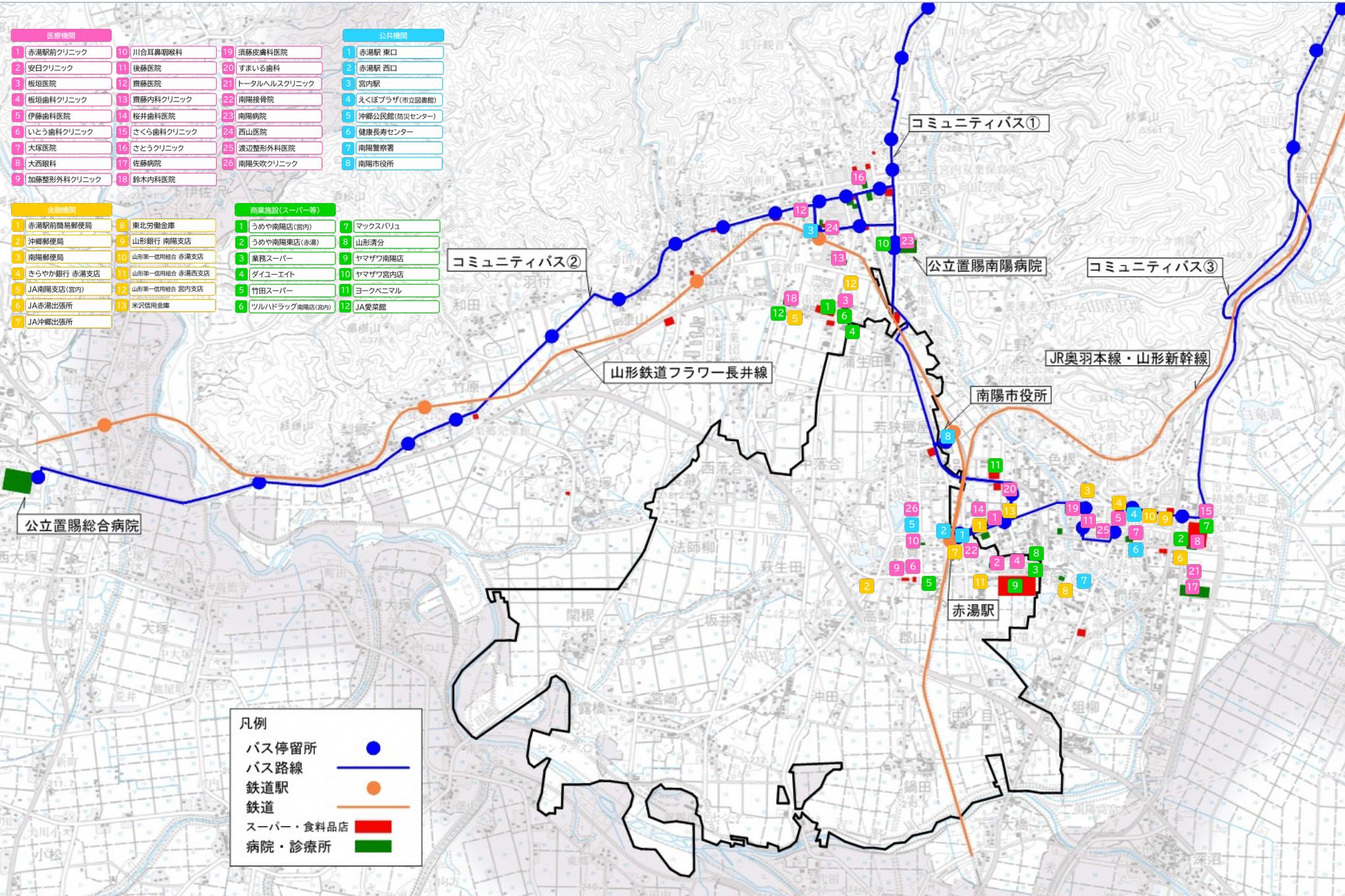


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南陽市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,112
交通不便地域等	8,141

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
542	旧吉野村	山村振興法第7条第1項
391	旧金山村	山村振興法第7条第1項
7,208	沖郷地区	局長指定(乗用)

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

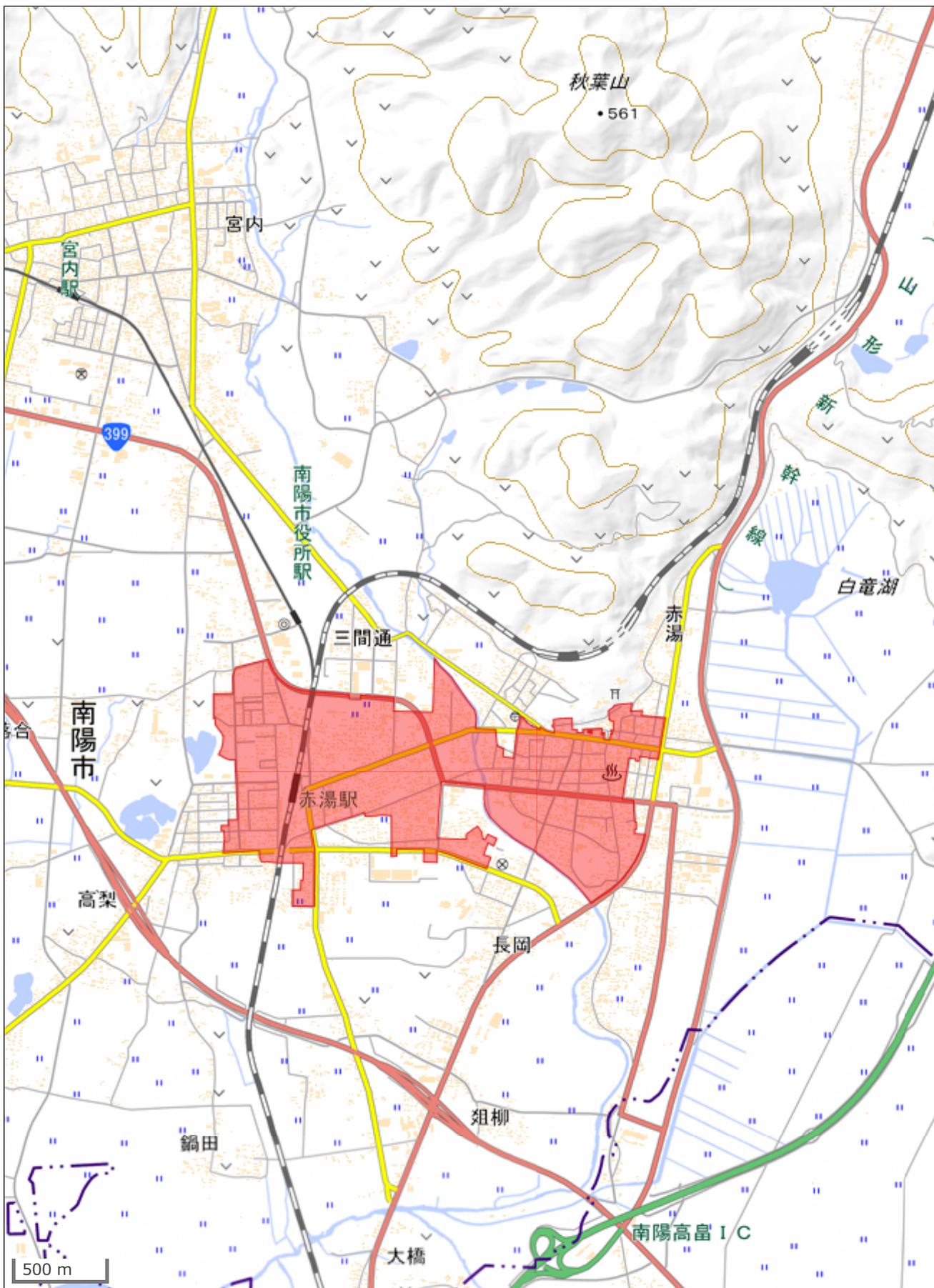
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地理院地図

GSI Maps



別添資料 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

